

| 件 名 | 県有施設の減免制度について |
|----------------|---|
| 受付日 | 令和6年5月15日 |
| ご意見・ご提案 の概要 | <p>本年4月より制度が開始された指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証が、秋頃には申請者の手元に届くかと思う。</p> <p>県有施設の利用料金の減免・割引対象に特定医療費（指定難病）受給者証が含まれているが、登録者証でも同様に減免・割引を受ける事が出来るのか。もし現時点では未定もしくは対象外だったら、ぜひ対象に加えてもらえるよう検討してほしい。</p> |
| 県の考え方 | <p>減免対象とするか否かはあくまでも各施設の判断になりますが、「登録者証」制度は、難病患者等が福祉・就労等の各種支援を円滑に利用できるようにすることを目的に創設されたものであることから、対応することが適切であると考えています。</p> <p>このため、担当課から各施設担当課に対して登録者証制度を周知するとともに、登録者証の提示があれば減免の対象となるよう依頼してまいります。</p> |
| 担当課 | 健康福祉部 保健医療課 |